トロープと部分関係

秋葉剛史*

本稿の主題は、現代形而上学において「トロープ(trope)」と呼ばれる存在者[1]にまつわる一つの問題である。トロープとは、しばしば「個別的属性」などとも呼ばれる存在者である。すなわちそれは、「このボールのこの赤さ」、「この椅子が持つこの硬さ」といった表現によって指され、それを持つ対象を質的に特徴づける存在者である（もう少し詳しいトロープの特徴づけは第1節で行う）。以下では、〈この赤さ〉や〈この硬さ〉などのトロープと、それらを「持つ」あるいは「担う」とされる対象（ボールや椅子など）の間の関係を、「内属(inherence)」関係と呼ぶことにしよう。本稿が主題とするのは、この内属関係はいかなるものとして理解されるべきか、という問題である。

主にB・スミス、K・マリガンらによる一連の仕事を通じて周知となったように[2]、トロープという存在者に関しては、すでにブレンターノ学派の哲学者たちが、「契機(Moment)」あるいは「非独立的部分(unselbständiger Teil)」の名の下で多くの考察を残している[3]。

では、上述の問題に対するフッサールの立場はどのようなものか。彼の見解は明らかである。フッサールによれば、トロープがその担い手に対してもつ内属関係とは、「部分-全体」関係に他ならない[4]。すなわち、例えばこの硬さトロープがこの椅子に対して持つところの（内属）関係は、この椅子の脚がこの椅子に対して持つところの（部分-全体）関係と本質的に同じものだ、というのが彼の見解である[5]。

この見解は、特にフッサールに固有という訳ではない。フッサールの同時代にも[6]、現代の形而上学においても[7]、この見解の賛同者は存在する。また直観的に言っても、トロープと通常の意味での部分はどちらも、それが関係するところの対象の広い意味での「構成要素」と呼ばれることができ、対象がいかにあるかを規定するものである。これら類似点を見るとき、内属関係を部分関係に同化する方針は比較的自然なものとして映りさえする。

しかし、フッサールの著作を含めたこれまでの諸研究においては、その一見したところ

* 慶應義塾大学大学院文学研究科 後期博士課程。 email: nobita8877@gmail.com

[1] 「トロープ」という名称を最初に用いたのは、Williams (1953), p.7 である。その名の由来についても、同箇所を参照のこと。ただし、Bacon (2002), Maurin (2002), Simons (1994) らによれば、すでに（ある解釈による）アリストテレスの時代から、中世、近代に至るまで、トロープと同等の概念は哲学の歴史に繰り返し登場してきたという。

[2] Cf. Mulligan & Smith (1982), Mulligan et al. (1984).

[3] Brentano (1982), Stumpf (1873) など。また、フッサールの重要な先駆者としてはボルツァーノを外すことはできない。ボルツァーノの存在論に関しては、Schnieder (2002) を参照のこと。

[4] 実のところ、この定式化は曖昧である。すなわちこの主張は、内属関係は部分関係と厳密に同一である、というものとして読むことが可能な一方で、より弱く、内属関係は部分関係の一種である、とする読みも可能である。この点については本稿第3節で扱う。

[5] Cf. XIX/1, 231 など。

[6] Brentano (1982), 12f. , Stumpf (1873), 106f. ただし、彼らの議論の直接の主題はいわゆる心的内容であったことには注意が必要である。

[7] Cf. Williams (1953), Campbell (1990), Simons (1994).

の自然さが具体的に二つの関係のどのような特性に由来するのか、また、この主張を文字通り受けとった場合それはどこまで維持できるのか、といった点が検討されることはなかったように思われる。本稿で私が目指すのは、まさにそうした具体的な検討作業である。そして結論から言えば、私は本稿で、問題となっているフッサールの主張はある条件付きで擁護可能である、ということを示したい。

では、本稿の構成を示しておこう。私はまず第 1 節において、トロープの基本的特性を説明し、いくつかの注意点を述べた後、問題となる主張を検討する意義を確認する。続く第 2 節では、内属関係と部分関係の類似点をいくつか具体的に挙げることにより、それらが同化可能であるという主張がどのような直観的な支えを持つのかを考察する。そして第 3 節においては、内属関係と部分関係との組み合わせが問題の主張に困難をもたらすことを指摘した後で、ある解決策を提案し、それを擁護することで稿を閉じる。

1　予備的考察

トロープに関していくつか確認することから始めよう。まずは、その基本的特性からである。上で簡単に触れたように、トロープとは、「個別的属性」などとも呼ばれ、「このボールのこの赤さ」等の表現によって指される存在者である。実のところ、トロープの基本的特性に関しては多少なりとも議論の余地があるのだが[8]、本稿の目的にとっては、さまざまな特徴づけの（殆ど）すべてに共通している次の三つの点を確認しておけば十分である。

第一に、トロープは個別的存在者である。すなわち、トロープは複数の異なる対象に例化（exemplify）されることのできる普遍者（universals）ではない。例として、赤いボール B_1 と、それと全く同じ赤の色合いをした別のボール B_2 がここにあるとしよう。このとき、ボール B_1 に内属する赤さトロープ r_1 は、ボール B_2 に内属する赤さトロープ r_2 と完全に類似しており、両者のトロープの間に質的な違いはない。だがそれにも拘わらず、r_1 と r_2 は、B_1 と B_2 がそうであるのと同様に、数的には異なる二つの存在者である。つまりトロープとは、質的には全く違いがないとしても、別々の対象に担われていれば[9]数的に別であるような存在者であり、これらに関する質的同一性は数的同一性を含意しない。

第二に、トロープは特定の時空位置をもつという意味で具体的な存在者である。再びボール B_1 を例にとろう。この B_1 がいま東京都内のある部屋の中に置かれているとすれば、それに内属する諸々のトロープ（赤さ、重さ、硬さ、大きさなど）は、現在 B_1 が占めている空間位置に存在し、それ以外の場所には存在しない。この点でトロープは、数学的対象や命題など、通常時空位置を持たないとされる抽象的存在者とは異なる。

第三に、トロープは質的な存在者である。すなわちトロープは、他の存在者によって持たれることにより、その対象のあり方、内的性格を規定するような存在者である。ただし、ここで「質的」は、「量的」との対比においてではなく、それを持つ対象を性格づける属性、

---

[8] トロープの基本的特性に関して不一致の見られる主な点は、単純性(cf. Chrudzimski (2002), Maurin (2002))、担い手の唯一性(cf. Campbell (1990), Schnieder (2006))、非独立性(cf. Campbell (1990), Simons (1994), Schaffer (2003))などである。

[9] より正確には、「互いに全く部分を共有しない別々の対象に担われていれば」。Cf. Schnieder (2006), pp.145-54.

といったほどの広い意味で使われていることには注意しておく（従って、重さや大きさなど量的規定のトロープも存在する）。

もちろん、このような特性をもつとされるトロープの存在を疑うこと、あるいは少なくとも、トロープが他のカテゴリーの存在者に還元できない固有の存在者であるのを疑うことは可能である。しかし本稿では、この種の疑いは特に問題とせず、専らトロープと担い手との間の関係に焦点を絞ることにする。「個別的属性」という規定のうちに特に概念的な困難があるとは思われないし、すぐ下で見るように、近年では哲学のさまざまな分野でトロープという概念の有用性が示されてきてもいるからである。

また、本稿が「トロープ」の名の下で念頭に置くのは、専ら対象の単項性質に対応した個別的属性である。すなわち念頭に置かれるのは、色、形態、質量、硬さなど、対象が他の対象との関連とは独立にそれ自身で持ちうる属性であり、「1 メートル離れている」や「尊敬している」などの関係述語に対応するとされる「関係トロープ」は考慮しない。そうしたトロープに関しては、それらがそもそも何らかの対象に内属するのか、するとすればその対象とはいかなるものか、といった別の問いを避けて通れることはできず、トロープとその担い手との関係を問おうという本稿の問題関心とは外れることになるからである。

では、トロープは哲学の議論において実際どのように使われるのか。それを簡単に見ておこう。トロープはまず、個別と普遍という古来の問題に対する新たな分析の枠組みを提供するとされる。とりわけ、普遍者の存在を拒否する唯名論者にとって、個別的属性たるトロープは、普遍者の承認を動機付けるさまざまな現象を唯名論的に説明する有力な手段を与えるとされている[10]。またトロープは、物的対象の分析という問題に関しても、従来の立場に代わる新たな立場を定式化することを可能にするとされている。とりわけ、束説（bundle theory）の枠内では、従来の「普遍者の束説」に代わる「トロープの束説」が提唱され盛んに論じられている。これら古くからの問題に加え、さらにトロープには、命題を真にするもの（truthmaker）に関する議論[11]、因果関係の分析[12]、とりわけ心の哲学における心的因果の問題[13]など、さまざまな応用の場が提案されている。

ここで強調しておきたいのは、これらの用途のいずれにおいても、その存在により担い手の性格を規定する、というトロープの特性（上で見た基本的特性の三つ目）が本質的な仕方で用いられているという点である。この点には、本稿第 3 節で触れることになる。

予備的考察の最後に、内属関係は部分関係であるという主張を考察することのそもそもの意義について述べておこう。この点は、この主張が正しいと示された場合とそうでない場合とに分けて論じることができる。

まず、この主張が正しいことが示された場合には、一つの「形而上学的発見」がなされたことになる。この主張に賛同する論者が存在するとは言え、トロープの内属関係は依然として、多くの論者によって通常の部分関係とは別の関係だと考えられている[14]。だが、

---

[10] Cf. Williams (1953), Campbell (1990), Simons (1994), Maurin (2002).

[11] Cf. Mulligan & Smith (1984), Maurin (2002), Armstrong (2004).

[12] Cf. Campbell (1981), Bacon (2002).

[13] Cf. Robb (1997).

[14] 例えば、Simons (1994), Schnieder (2006). また、すでにアリストテレスもこの見解をとっていると

もし内属関係を部分関係に同化できるのであれば、それは独特の原始的概念の削減を意味し、従来よりも単純で見通しのよい存在論の枠組みが得られる、という利点が見込める。

また、たとえ結果的にこの主張が正しいことが示されないとしても、このような考察を行うことには十分な意義があると考えられる。なぜなら、そのような検討作業の途上で、具体的にどの点で内属関係と部分関係が異なるかを明らかにすることが、内属という概念の明確化や、ひいてはトロープの特性のよりよい認識へと導くことは十分期待できるからである。そしてこのことは当然、フッサールをはじめとする、トロープと同等の概念を用いた哲学者たちの見解の明確化にもつながるはずである。

2　いくつかの動機付け

では次に、内属関係は部分関係であるという問題の主張が、いかなる源泉から動機を得ているのかを考察しよう。この節で私は、二種類の関係に共通するいくつかの特徴を具体的に挙げることにより、問題の主張の動機付けを強めることを目指す。

2．1　シュニーダーの指摘

まずは、フッサールが『論研』第三研究の冒頭近くで、同研究における「部分 Teil」という語の用法を説明している箇所を見てみよう。

> 部分という概念を、私は最も広い意味で把握する。その用法に従えば、ある対象の「うちで(in)」区別可能なすべてのもの、あるいは客観的な語り方をすれば、対象のうちに「存在している(vorhanden)」すべてのものを部分と呼ぶことが許容されるのである。部分とは、対象が「レアールな(real)」意味で、あるいはより正確には、実的な（reell）意味で「持っている(hat)」すべてのもの、すなわち、対象を実際に（wirklich）構成するすべてのものである。（XIX/1, 231. 引用符、強調はすべてフッサール自身による。）

ここでのフッサールの意図は、「うちで」や「持っている」などの表現の用法に訴えるものとして理解できる。しかし B・シュニーダーが指摘しているように、この箇所は字義通りには、いま問題の主張に対して何ら説得的な動機を与えていないとも読まれ得る[15]。

まず「うちで(in)」という表現についてだが、ここでのフッサールの意図は次のような議論として解釈できる。すなわち、(i)「a は b のうちにある」といった仕方で表されるような a と b は部分と全体の関係にあり、かつ、(ii) トロープはその担い手の「うちにある」という仕方で記述される。よって、(iii) トロープの担い手に対する関係は部分関係である、という形の議論として。しかしながら、まず「うちに」という表現が、空間的な内部という文字通りの意味で理解された場合、(ii) は極めて疑わしくなる。例えば、リンゴの赤さトロープや艶やかさトロープは、リンゴの内部をいくら探しても見出されないだろう。ま

解釈できる(*Categories* Ia20)。

[15] Schnieder (2006), pp. 145-8. 以下の指摘はほぼシュニーダーによるものである。

た、たとえそれらトロープが何らかの意味で対象の「うちにある」、と主張できたとしても、（i）の方にも問題がある。そのことは、例えば外科手術の最中に私の体内に医師の指やメスが入っているケースを考えてみれば明らかである。医師の指やメスは、私の身体の「うちにある」からと言って、私の身体の部分である訳では決してない。

また、「持っている(haben)」という表現についてもこれと同様のことが言える。例えば、ある男が友人とパソコンと借金を「持っている」としても、明らかにそれらはこの男の部分ではない。よって、たとえ内属関係が、担い手がトロープを「持っている」という仕方で表されることができるとしても、そのことだけをもって内属関係を部分関係とすることはできない。もちろん、ここでフッサールは、「実的な(reell)」などの表現に訴え、「持っている」の意味を「実的な意味で持っている」と限定することによって、このようなケースを排除しようとするだろう。しかし、シュニーダーの言うように、「実的」や「実際に構成する」といった表現の内実は決して明らかではなく、そうである以上、これらの表現に訴えることは動機付けとして不十分だと言わざるを得ない[16]。

２．２　より有効な動機付け

しかし、上で見たフッサールの引用に対してはより好意的な読みも可能であり、それをもとにして、問題の主張に対する有効な動機付けを探ることもできる。また、上の引用とは独立の観点からも、別の動機を指摘できると思われる。

２．２．１　位置の相続原理

まず、上の引用に現れた「うちに」という表現に関して言えば、その基本的な着眼点は、対象の位置とその部分の位置の間の密接な関連は、対象とそれに内属するトロープの間にも見出される、という点にあったと理解することができる。この点がどのように役立つかを見るため、T・サイダーが定式化する次の「位置の相続原理」を見てみよう[17]。

（IL）　どんな x と y についても、x が y に対して R 関係にあるならば、x が位置しているどの場所にも y は位置している。

まず、この原理が部分関係について成り立つかどうかを考えよう。そのためには、「どんな x と y についても、x が y の部分であるならば、x が位置しているどの場所にも y は位置している」が成り立つかどうかを考えればよい。だがこれは、部分の位置は同時に全体の位置でもある（部分の位置は全体の位置として受け継がれる）ことを述べるものであり、サイダーも主張するように、部分関係について（IL）が成り立つことは疑いない。

さらに、この原理は内属関係によっても問題なく満たされる。例えば、丸さトロープが

[16] ただし、上で引いた『論研』の文章のすぐ後には次の限定が続いている。「ただし、その場合の対象とは、それ自身で考察されたもの、従って、自らが組み込まれるすべての連関を捨象されたものである」(XIX/1, 231)。すぐ下の 2.2.2 で私は、この箇所から動機付けを拾うことを試みる。

[17] Cf. Sider (2007), p.70.　また、“IL”は”Inheritance of Location”の意。

このボールに担われているとしよう。このとき、「このボールのこの丸さ」として指される存在者の位置が、このボールの位置する空間領域からはみ出しているという事態は理解不可能である。（もちろん、「丸さ」が普遍的な性質を意味するのなら話は別だが、上で見たように、トロープは特定の時空位置を持つ存在者である。）また一般的に言っても、トロープが位置している場所に、それが特徴づけているところの対象が存在していない、という事態は理解不可能である。

ここで重要なのは、サイダーも指摘するように、この原理を満たすのはごく限られた関係のみ（例えば同一性や部分関係）だという点である。確かに、思いつくまま挙げても、＜－は…より5グラム重い＞、＜－は…の親戚である＞など、ほとんどの関係については、その関係項の位置が（IL）の要求するような連関にあるとは必ずしも言えない。つまり、ほとんどの関係は位置の相続原理を満たさず[18]、逆にそれを満たす関係は極めて特殊なものだということになる。したがって、部分関係と内属関係が共にこの原理を満たすという観察は、内属関係を部分関係に同化することに一定の動機を与える。

２．２．２　関係項の密接な関連

さらに、上で見たフッサールの引用中の「実的に」や「実際に構成するもの」などの表現は、次のことを指摘するものとして読める。すなわち、部分関係と内属関係においては共に、それぞれの関係項の本性が極めて密接な関連にある、という類似点である[19]。もう少し説明しよう。私がここで念頭においているのは、椅子の脚のような部分にせよ、ボールの赤さトープにせよ、それらは共に、全体あるいは担い手の対象の内的性格・本性を構成するという直観である。これは言い換えれば、いかなる部分を持つかが全体の本性を規定するのと同様に、いかなるトロープを担うかも担い手の本性を決定的な仕方で規定する、ということである[20]。この類似点は、次の原理を用いてより明確にすることができる[21]。

（IN）　どんなxとyについても、xがyに対してR関係にあるならば、xが消滅することにより、yは何らかの内在性質に関する変化を被る。

内属関係と部分関係が、共にこの原理を満たすことは明らかである。そして、上で見た位置の相続原理の場合と同様、この原理（IN）を満たす関係もまた、ごく少数である。例えば、＜－は…の友人である＞や＜－は…より大きい＞などほとんどの関係については、その関係にある対象の一方の消滅が必ず他方の内在的変化を引き起こす、ということは成り立たない。よって、位置の相続原理の場合と同様、内属関係と部分関係が共にこの原理を

[18] もちろん、原理を満たすものとしては＜－は…と同じ空間領域を占める＞や、＜－は…の占める空間領域の部分領域に完全に含まれる＞など、トリヴィアルな例はある。

[19] この点は、Brentano (1982), p. 27においても強調されている。

[20] 上で見た「位置の相続原理」との関連で言えば、位置だけでなく特徴・本性を受け継ぐ点でも、部分関係と内属関係は似ている、ということになる。

[21] この節の二つの原理に関しては、Varzi (2006) を参考にした。ただし、定式化は私自身による。また、"IN"は"Inheritance of Nature"、"EC"は"Existence Connection"の意味。

満たすことは、それらを本質的に同じ関係だと考えることに動機を与える。

また、通常の意味での部分とトロープが、共に対象を「実的に」構成するものである、という点は、関係項の存在についての次の原理を介しても明らかになると思われる。

（EC）　どんなxとyについても、xがyに対してR関係にあるならば、yが跡形もなく消滅するときには、xは同時に消滅する。

これは直観的には、一方の項（y）の存在に、他方の項（x）の存在が含まれているということを要求する原理である。上の二つの原理の場合と同様、大抵の関係はこの原理を満たさないのに対し、部分関係と内属関係にはこれを満たすと考えられる。（例えば、ある赤いボールが神の意志によって跡形もなく消滅するなら、ボールの左側半分や、ボールに内属していた赤さトロープもまた消滅せざるを得ない。）よってこの点もまた、内属関係を部分関係に同化することの動機付けとなる。

２．２．３　認識的事実

さらに上の点と関連し、いま問題の主張に対しては、通常の意味での部分やトロープを認識する際の我々の体験に関する事実が、一つの動機を与えると思われる。例示のため、次のような体験のプロセスを考えよう。いま私の目の前に一本の棒があり、私はそれを眺めたり手に取ったりしている。そしてふとした拍子に、私はその棒が切り離し可能な二つの部分から成っていることに気付く。つまり、私はその棒の新たな部分の存在を認める。また、他の瞬間に私は、円柱形をしていると何となく思っていたその棒が、実は楕円柱の形をしていることに気付く。つまり、私はその棒の新たなトロープの存在を認識する。

部分とトロープの認識を含んだこれら体験プロセスの間には、少なくとも次のような類似点がある。まず、これらのプロセスのいずれにおいても、後の方の気付きは、それまでも既に意識されていた一つの対象（ここでは棒）に関するものとして生じる。『論研』第六研究でのフッサールの言葉を借りれば、私は既に意識していたものと新たに知ったものとの間に独特の「合致(Deckung)」を体験する(XIX/2, 681f.)。さらにその際、私は既知の対象を単に再認するのではない。むしろ私は、それまで漠然と捉えていた対象の新たな規定を発見し、それを明示的な意識にもたらすことで、その対象についてよりよく知るようになる。部分とトロープの認識体験が持つこのような類似性は、やはり他の多くの関係の場合には見られないものであり、いま問題の主張を動機付ける特徴である。

３　内属と部分の組み合わせの問題

前節では、「内属関係は部分関係である」という主張の直観的な動機付けを確認した。続いて、この主張の批判的吟味に移ろう。その作業に当たっては、次の二つの点に目を向ける必要がある。一つ目は、この主張が持つ曖昧性である。すなわち上の主張は、内属関係と部分関係は厳密な意味で同一だという内容としても読めるし、あるいはより弱く、内属

関係は部分関係の一種だと主張するものとしても読める。また二つ目に、ここまで内属関係は、専らそれだけで孤立させられて扱われてきたということにも注意せねばならない。

これら二点を踏まえ、私は本節で次のように論じる。まず、もし内属関係が部分関係と厳密な意味で同一であるならば、内属関係はいかなる場面でも部分関係と同じ振る舞いをするはずである。よって特に、他の関係と組み合わせた場合にも、部分関係に関して起こらないような不都合は内属関係にも起こらないはずである。しかし以下で見るように、この点に関しては明らかな困難が存在する。では代わりに、より弱い主張、すなわち内属関係は部分関係の一種であるという主張を採用するならば、その困難は解決されるだろうか。順を追って見ていくことにしよう。

３．１　厳密な同一視の問題点

まずは、「内属関係は部分関係である」という主張を強く読み、厳密な同一性の主張として解釈したものを定式化しておく。

(1)　任意のトロープ x と任意の対象 y について、
x は y に内属している ⇔ x は y の部分である

しかし明らかに、この (1) には不都合が存在する。そのことを確認するに当たり、まずはトロープと内属関係に関して当然成り立つべき次の原理を見ておくのが適当である。

(*)　任意のトロープ x と任意の対象 y について、
x は y に内属している ⇒ x に対応した述語を'X'とし、y の名前を'y'とするとき、'Xy' は真である

この原理が述べているのは、例えば、あるボール B_1 に赤さトロープが内属しているなら、「B_1 は赤い」は真である、といったごく自明のことである。逆に、この原理を満たさないようなものとしてトロープを考えることには殆どポイントはない。というのも、第１節で確認したように、トロープに期待されるさまざまな理論的役割は、トロープがそれを担う対象の性格を規定するような質的存在者であることなしには果たされ得ないからである。この意味で、上の原理はトロープという概念そのものの使用に関する統制的原理とも言える。

話を戻そう。(1) の不都合を示すための具体例として、一つの机を考えよう。この机は、円柱形をした四本の脚と一枚の四角い天板から構成されている。よってまず、この机はその脚を部分として持っている。さらに、その脚には円柱形トロープが内属している。するとこの場合、内属関係と部分関係を同一視する (1) に従えば、その脚は円柱形トロープを部分として持っていることになる。さらに、部分関係は推移的だから、円柱形トロープは元の机の部分でもあることになる。ここで (*) に従えば、「この机は円柱形である」が真でなければならない。しかし明らかに、机は全体として円柱形をしている訳ではない。

この議論で使われている前提のうち、まず (*) を拒否できないのは明らかだろう。上で

述べたように、これはトロープ概念の統制原理とも言えるものだからである。また、部分関係の推移性の方も、この関係にとって構成的な分析的真理とも呼べるものであり否定できない。よって、問題は結局、主張（1）にあるということになる。つまり上の例からは、内属関係と部分関係の完全な同一視という主張は維持しがたいということが導かれる。

主張（1）の問題点は、通常の意味での部分（机の脚など）とトロープが、対象の性格を規定する各々の仕方の違いに着目することで、次のように理解できる。まず、通常の意味での部分の場合、それは対象がいかにあるかに関して何らかの責任を持つとしても、その責任は専ら局所的なものに留まる。例えば、机の脚は、専ら机が占める領域全体のうちのごく限られた範囲においてのみ、机のあり方を規定する。だが、これに対してトロープは、それが内属するところの対象を、(一つの規定性の次元においてのみではあるが) 全域的に特徴づけるという役割を果たす。つまりトロープは、自らを担う対象が、それが占める領域全体においていかにあるかを規定する。上の問題は、まさにこの特徴ゆえに生じたものとして理解できる。というのも、通常の部分関係と組み合わされた場合、(1) という想定の下では、対象全体にとっては局所的な（だがその真部分にとっては全域的な）特徴づけをしていたはずのトロープが、部分関係の推移性を通じて、対象の全域的な特徴づけに責任を負わなくてはならなくなってしまうからである。だが、一般に対象の局所的な特徴がその全域的な特徴と必ずしも一致する訳ではない以上、これはもともと無理な注文である。

３．２　弱い主張による解決

以上により、内属関係と部分関係の単純な同一視は不可能だということが示された。しかし、内属関係が部分関係の一種だという、より弱い主張の可能性はまだ残されている。次にそれを検討しよう。

３．２．１　基本的なアイディア

上で見た困難の原因は、内属関係と部分関係を同一視したために、内属関係が部分関係との組み合わせにおいても推移することを認めざるを得なくなるという点にあった。これを防ぐために思いつかれる方針は、内属関係を「部分関係＋α」として分析することにより、トロープが内属している対象が他の対象の部分であるとしても、そのトロープが後者の対象に内属するとは限らない、と言えるようにすることである。つまり、内属関係は確かに部分関係の一種ではあるが、ある条件つきの部分関係である、と主張することである。

この方針は、次のようにして正当化できる[22]。例えば、＜－は…の部分であり、かつ、－は…のちょうど半分の質料をもつ＞という関係を考えてみよう。これを「半分-部分関係」と呼ぶとすれば、半分-部分関係がただの部分関係と組み合わされた場合、再び半分-部分となることを要求するのは馬鹿げていることがわかる。例えば、あるボール B の真部分 B’を考え、その B’の半分-部分 B”を考えた場合、B”は明らかに B の半分-部分とはならない。この例からもわかるように、一般に、部分関係を何らかの条件 ϕ によって限定した関係は、

[22] ここでの論じ方は、Varzi (2006) を参考にした。ただし、例は私自身によるものである。

通常の部分関係との組み合わせにおいて推移的となるとは限らない[23]。だが、半分-部分関係が部分関係の一種だということが否定し難いように、その種の限定付きの ϕ-部分関係が、それによって部分関係の一種でなくなる訳では決してない。したがって、内属関係を部分関係に何らかの条件のついた関係として分析し、不都合な推移を認めずに済むようにしたとしても、その関係が部分関係の一種であると主張することは依然として可能である。

３．２．２　非独立的部分説 I

では具体的に、部分関係に足すべき条件とはどのようなものか。ここで思い起こされるべきは、フッサール自身がトロープを「非独立的部分」の一種としていたことである。つまり、トロープの内属関係は、部分関係に依存概念を用いた限定をつけることにより分析できるのではないか、という見通しが得られる。しかし、その分析が具体的にいかになされるべきかは、それほど明らかではない。フッサールの第三研究の理論（の一部）を再構成したサイモンズやコレイアに従えば、それは次のように定式化されるべきである[24]。

(2)　任意のトロープ x と任意の対象 y について、
x は y に内属している ⇔ x は y の部分である ∧ ある z があり、z は y の部分であり、かつ x は z に存在依存している[25]

だが結論から言えば、この仕方での内属関係の分析はうまく行かない。再び、上で見た机の例を考えよう。そこでの問題は、机の脚だけを特徴づけているはずの円柱形トロープが、全体としての机に対しても内属していることになってしまう、というものだった。しかしこの問題は、(2) による分析によっても解決されていない。(2) に従えば、円柱形トロープが机の脚に内属していることとは、机の脚の何らかの部分 p に、円柱形トロープが依存していることである。だが、p は机の脚の部分であり、机の脚は机の部分なのだから、p は机の部分でもある。しかしそうすると、円柱形トロープは、全体としての机の持つ何らかの部分（つまり p）に依存していることになり、再び (2) によって、円柱形トロープは机に内属している、という結論が出てしまう。つまり、(2) による分析は、内属関係が通常の部分関係によって推移しないようにする、という所期の目的を達していないのである。

３．２．３　非独立的部分説 II

では、どうすればよいか。私はこの問題の解決案として、(2) と同じく依存概念を用いた次の分析を提案する。

---

[23] そして当然、ϕ-部分関係自体が推移的になるとも限らない。つまり、x が y の ϕ-部分であり、y が z の ϕ-部分であるとしても、x が z の ϕ-部分になるとは限らない。(「半分-部分関係」の場合に明らかなように。)　条件付き部分関係の推移性の否定についても、Varzi (2006) を参照のこと。

[24] Cf. Simons (1982), Correia (2004).

[25] 本稿では立ち入ることができないが、「存在依存(existential dependence)」あるいは「存在論的依存(ontological dependence)」という概念に関しては近年多くの議論がある。特に Correia (2005) を参照。

(3)　任意のトロープxと任意の対象yについて、
xはyに内属している ⇔ xはyの部分である ∧ xはyに存在依存している

すなわち、トロープは担い手の部分に依存しているのではなく、担い手そのものに依存しているような部分だ、というのがこの分析の主旨である。この条件ならば、これまで見てきたケースは困難でなくなる。そのことを確認しておこう。(3) に従えば、机の脚の円柱形トロープが机そのものに内属しているためには、円柱形トロープが机そのものに依存していなければならない。だが、机の脚は机に対して依存していないと主張すれば、これは拒否できる。そして、机の脚が机に依存していないと主張することは、この種の部分がしばしば「独立的部分」と呼ばれることからもわかるように、十分過ぎるほどに可能である。よって、(3) による分析は、内属関係が部分関係との組み合わせによって不都合な推移をしないようにする、という求められた目的を達していると言える。

4　結語

以上私は、内属関係は部分関係であるという主張のいくつかの動機付けを確認し、内属関係と部分関係の組み合わせから生じる問題の対処について見てきた。ここまでの結論は、問題の主張は十分な動機ともっともらしさを持ち、その弱いヴァージョンに関して言えば十分に擁護可能だ、というものである。最後に、前節で見た解決案に関して、それを擁護し切るためにはどのような問題が待ち受けているかを三点指摘し、本稿を閉じよう。

その一つ目は、トロープの担い手の唯一性（bearer-uniqueness）というテーゼに関わる。これはつまり、各々のトロープはそれぞれ、ただ一つの対象にしか担われ得ない（例えば、このボールの赤さトロープは、このボールだけにしか内属し得ない）、という主張である。仮に内属関係を、本稿が前節で提案した (3) のように分析するならば、このテーゼにコミットすることは避けられないように思われる。しかし、実のところこの唯一性テーゼ自体に問題がないわけではない[26]。

また二つ目に、本稿の解決は、トロープ以外の非独立的な部分に対して何らかのトロープが内属するとなると機能しなくなる恐れがある。たとえば、ドーナツの穴はドーナツの非独立的部分であり、穴の大きさは穴に内属するトロープである、と主張することは可能であるように思われる。しかしそうだとすると、前節の (3) を採用したとしても、穴の大きさはドーナツに内属する、と言わざるを得なくなる。だが明らかに、穴の大きさはドーナツの大きさとは一致しない。これを防ぐためには、このドーナツの穴に関する前提のどれかを否定するか、(3) をさらに変更する必要が出てくることになる。

さらに、本稿の提案した分析は、物的対象を「トロープの束」として分析しようとする立場と正面から衝突するように見える。大まかに言ってこの立場は、トロープを基礎的存在者として、物的対象をそこから構成可能なものと見る立場である。つまりこの立場では、存在論的な優先性は、物的対象にではなくトロープに与えられる。しかし本稿の提案した分析は、この優先性の順序をまさに逆にしたものとも解釈可能であり、この立場をあらか

[26] Schnieder (2006), 145ff.

じめ排除しているようにも見える。この点に関しては、内属関係の分析において用いられる「依存」の概念の定式化を含めた、より詳細な検討が必要だと思われる。

参考文献

Armstrong, D. M. (2004) *Truth and truthmakers*, Cambridge University Press.

Bacon, J. (2002) "Tropes", in Zalta, E. N. (ed.), *Stanford Encyclopedia of Philosophy*, URL = http://plato.stanford.edu/entries/tropes/

Brentano, F. (1982) *Deskriptive Psychologie*, Felix Meiner.

Campbell, K. (1981) "Metaphysics of Abstract Particulars", in *Midwest Studies of Philosophy* vol. 6, The University of Minnesota Press: 477-88.

——. (1990) *Abstract Particulars*, Basil Blackwell.

Chrudzimski, A. (2002) "Two Concepts of Tropes", *Grazer philosophische Studien* Vol. 64, No. 1: 137-55.

Correia, F. (2004) "Husserl on Foundation", *Dialectica* 58, No. 3: 349-367.

——. (2005) *Existential Dependence and Cognate Notions,* Philosophia.

Maurin, A-S. (2002) *If Tropes*, Kluwer Academie Publishers.

Mulligan, K. & Smith, B. (1982) "Pieces of Theory", in Smith (1982): 15-109.

Mulligan, K., Simons, P., Smith, B. (1984) "Truth-Makers", *Philosophy and Phenomenological Research* 44: 287-321.

Robb, D. (1997) "The Property of Mental Causation", *Philosophical Quarterly* 47: 178-94.

Schaffer, J. (2003) "The Problem of Free Mass: Must Property Cluster?", *Philosophy and Phenomenological Research* 66, Vol. 1: 125-38.

Schnieder , B. (2002), *Substanz und Adhärentz: Bolzanos Ontologie des Wirklichen* (*Beiträge zur Bolzano-Forschung* Vol. 13), Academia Verlag.

——. (2006) "Particularized Attributes: An Austrian Tale", in Textor, M. (ed.), *The Austrian Contribution to Analytic Philosophy,* Routledge: 130-58.

Sider, T. (2007) "Parthood", *Philosophical Review* 116(1): 51-91.

Simons, P. (1982) "Formalization of Husserl's Third Logical Investigation", in Smith (1982): 113-59.

——. (1994) "Particulars in Particular Clothing : Three Trope Theories of Substance", *Philosophy and Phenomenological Research* 54: 553-576.

Smith, B. (ed.) (1982) *Parts and Moments: Studies in Logic and Formal Ontology*, Philosophia.

Stumpf, C. (1873) *Psychologischen Ursprung der Raumvorstellung*, Verlag von S. Hirzel.

Varzi, A. (2006) "A Note on the Transitivity of Parthood", *Applied Ontology* 1: 141-146.

Williams, D. C. (1953) "On the Elements of Being: I", *The Review of Metaphysics* 7: 3-18.